



## 第1節／計画策定の目的

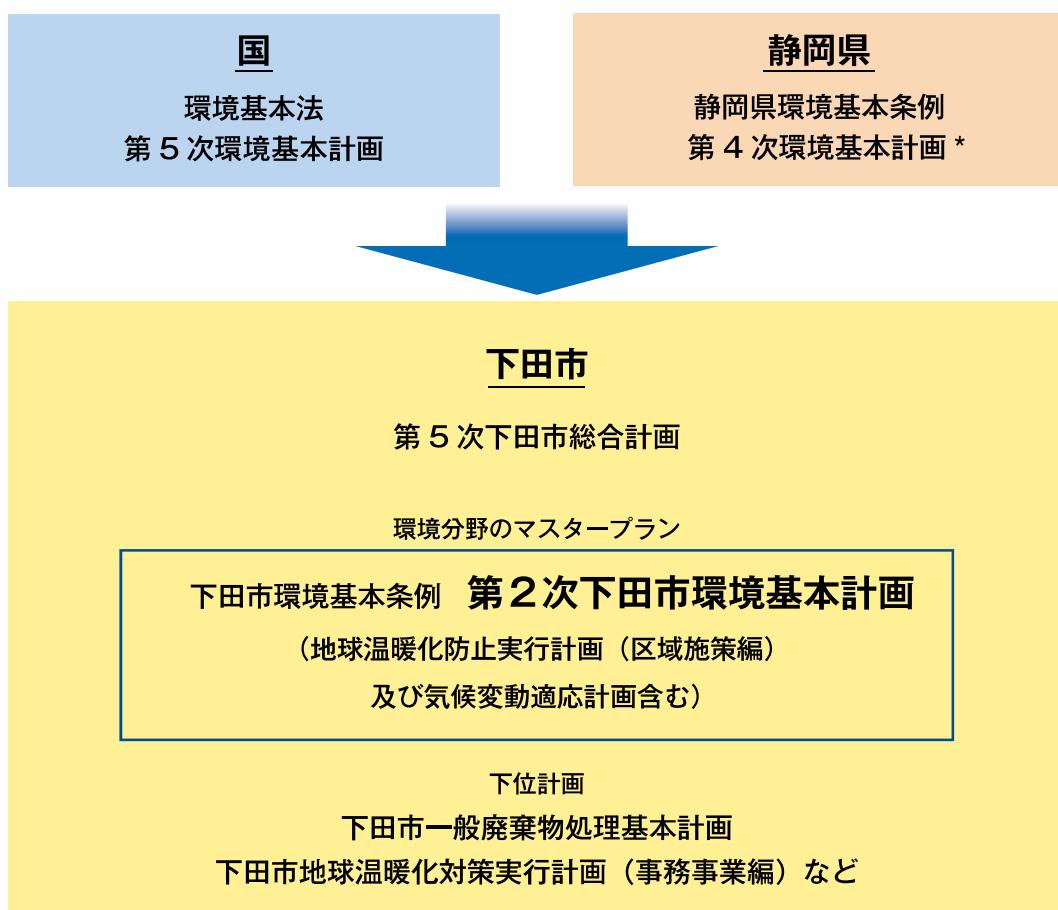
### (1) 計画の目的

本計画は、下田市環境基本条例の基本理念を受け継ぎ、同条例第9条に基づき策定するものです。本市の豊かな自然環境を守り、持続的発展が可能な社会の実現に向けて、長期的な視点に立ち、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもので、施策の方向性と具体的な展開方策などを示すとともに、市民、事業者、行政が取り組む事項を示します。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、下田市総合計画の環境分野を担うマスタープランであり、本市の環境行政の根幹をなすものとなります。策定に当たっては、各種計画等との整合性を図って作成するものとします。

さらに、本計画の第5章を「地球温暖化対策の推進に関する法律\*」第19条第2項に基づく実行計画及び「気候変動適応法」第12条に基づく適応計画として位置づけます。



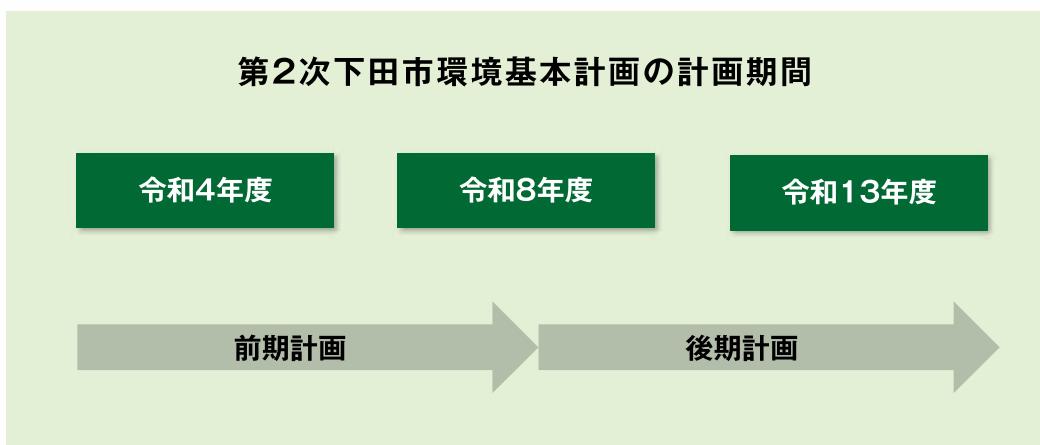
図表1-1 計画の位置づけ

### (3) 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、本市全域とします。

### (4) 計画の期間

計画の期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。また、初年度から5年目の中間年度である2026（令和8）年度には、これまでの取り組みを検証するとともに、より現況に即した計画とするよう見直しを行います。ただし、環境をめぐる自然的・社会的な情勢に大きな変化が生じた場合には、計画期間にかかわらず見直しを実施し、適切に対応することとします。



図表1-2 計画の期間

### (5) 対象分野

計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

自然環境：海、海岸、砂浜、山、森林、川、動物、鳥獣被害

生活環境：水、大気、騒音・振動、悪臭、有害物質、公園・緑地、景観、歴史・文化

資源循環：ごみ、4R\*、不法投棄

地球環境：温暖化防止、エネルギー

環境教育：環境教育・学習

## 第2節／計画策定の背景

### (1) 本市の環境行政の動向

#### 下田市環境基本条例の制定

本市では、下田市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、2001（平成13）年12月に「下田市環境基本条例」を制定し、2002（平成14）年4月に施行しました。



第1次下田市環境基本計画

#### 環境基本計画の策定

下田市環境基本条例第9条に示された、将来にわたって自然と人が共生できるまちの実現を目指して、2012（平成24）年3月に「第1次下田市環境基本計画」を策定しました。

第1次計画では、「自然と歴史を活かし、やすらぎと活力のある美しいまち」を第4次下田市総合計画と共に将来都市像とし、8つの基本目標を定め、更に市民ワークショップにて9つの重点取組事項が抽出されました。

#### 下田市総合計画の策定

本市では「第4次下田市総合計画」が2011（平成23）年度から2020（令和2）年度の期間で推進され、更に2021（令和3）年3月には新しく「第5次下田市総合計画」が完成しました。将来都市像は「時代の流れを力に つながる下田 新しい未来」のもと、4つのまちづくりの柱（「美しく生活しやすいまち」「郷土への誇りと愛着を育むまち」「人が集い、活力のあるまち」「安全・安心なまち」）が設定され、さらに8つの分野（「自然環境・生活環境」、「子育て・教育」、「観光・産業・雇用・移住促進」、「都市基盤整備」、「危機管理」、「健康・福祉」、「共生社会」、「行財政改革」）が決定しました。第2次計画はこのうち、主に「自然環境・生活環境」の分野を補完する計画となります。

#### 下田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされています。事務事業編は、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の抑制等を推進するための計画であって、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画です。

#### 下田市一般廃棄物処理基本計画の策定

「廃棄物\*の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、本市において廃棄物の発生抑制と資源化の推進、排出された廃棄物の適正な収集、運搬、中間処理及び最終処分\*を確保し、循環型社会\*を形成するために必要な取組を進めることを目的として策定しており、最新の計画は2018（平成30）年3月となっています。計画期間は、2018（平成30）年度から2032（平成44（令和14））年度までの15年間で、おおむね5年ごとに見直しを行います。計画は4章で構成され、市内の一般廃棄物\*の適正な収集運搬及び処理並びに生活排水の処理についての基本方針を定めています。

## (2) 世界、国、県の動き

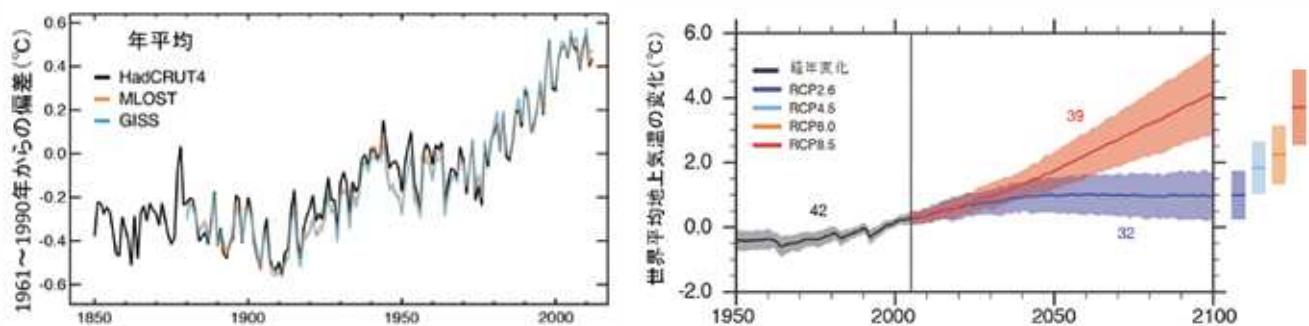
### ① 世界の動き

#### ・新型コロナウイルス感染症の世界的流行

2019（令和元）年9月に中華人民共和国湖北省武漢市で確認された新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染により、急性呼吸器疾患（COVID-19）の世界的流行が発生しました。世界各地でロックダウン（都市封鎖）や入出国制限、オリンピックの開催延期が余儀なくされ、我が国においても都市部を中心に2020（令和2）年4月から2021（令和3）年9月にかけ4回の緊急事態宣言が発出され、対象区域の国民の外出自粛要請などが行われました。経済活動は大きく下落し、人々の生活様式も一変する最中にあり、地球温暖化を始めとする環境問題への人々の関心が薄れることが懸念されます。新型コロナウイルス感染拡大からの経済復興にあたり、環境や社会よりも経済政策を優先させるのではなく、むしろこの機会をきっかけにサーキュラーエコノミー\*の実現を含めた脱炭素\*に向けた気候変動対策をさらに推し進め、生態系や生物多様性\*の保全を通じて災害や感染症などに対してもよりレジリエントな社会・経済モデルへと移行していくという「グリーンリカバリー\*」の考え方方が広まっています。

#### ・気候変動に関する政府間パネル\*（IPCC）第5次評価報告書

2013（平成25）年9月より段階的に発表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書」では、地球の気候システムの温暖化には疑う余地がなく、特に1950年代以降の変化はここ数千年間にわたり前例のないものであり、気温上昇・海水温上昇・海面水位上昇・雪氷減少などの自然環境への影響が過去よりも顕著に表れているとの観測結果が報告されています。さらに、第4次評価報告書時点では「20世紀半ば以降の温暖化の要因として、人為起源の温室効果ガス濃度増加による可能性が非常に高い（90%以上）」としていた影響評価からさらに一步踏み込んだ表現として、「人間の影響の可能性が極めて高い（95%以上）」という評価報告が行われています。



図表1-3 世界の地上気温の経年変化（左）と1950年～2100年までの気温変化予測（右）

### ・パリ協定

2015（平成27）年11月、フランス・パリでCOPの第21回会議である「COP21\*」が開催され、2020（令和2）年以降の法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、2005（平成17）年2月に発行された「京都議定書\*」に代わる2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組です。

パリ協定では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2°C未満に抑えることを目標とするほか、1.5°C未満を目指す努力を行うことについても言及されています。そして、その目標達成のため、各国が決めた貢献案を5年ごとに更新・提出すること等が定められました。

### ・持続可能な開発目標（SDGs）による施策の推進

2015（平成27）年9月、アメリカ・ニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（以下「2030アジェンダ」という。）が採択されました。2030アジェンダは、世界全体の経済、社会及び環境の三つの側面を不可分のものとして調和させる統合的取組として作成された、先進国と開発途上国とが共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標です。

その中で、経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより、持続可能な社会の実現を目指す目標として「持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）」が掲げされました。SDGsは、2030（令和12）年度までに達成すべき17の目標と169のターゲットから構成されています。

SDGsは先進国を含む全ての国が対象となり、各国がその力を結集し、目標達成に向けて課題解決への取組を実現することが求められています。



図表1-4 SDGsの掲げる17目標（出典：国連広報センター）

## ② 国の動き

### ・カーボンニュートラル、脱炭素、温室効果ガス46%減

2020（令和2）年10月26日、菅首相は所信表明演説において、2050（令和32）年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すことを宣言しました。更に2021（令和3）年4月22日には、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比46%削減とし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを明らかにしました。この中で、温暖化への対応は経済成長の制約ではなく、積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長に繋がるという発想の転換が必要としました。

### ・第5次環境基本計画\*

2018（平成30）年4月、我が国で第5次環境基本計画（以下「第5次計画」という。）が閣議決定されました。環境基本計画は、環境基本法\*に基づき、国の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものです。

第5次計画は「パリ協定」の採択後に初めて策定される環境基本計画であり、その中で、SDGsの考え方を活用することが求められています。

SDGsは一つの行動によって複数の課題を統合的に解決しながら利益を生み出すマルチベネフィットを目指していることから、今後の環境政策においても、環境の保全のみにとどまらず、相互に不可分となっている経済・社会の諸問題についてもWin-Winの関係となるべく統合的向上を図る役割が求められています。

また、SDGsの実現は地域の課題解決にも直結するものであるとし、地域の視点を取り入れ、SDGsの考え方を活用して地域における各種計画の改善に資するようなものにする必要があるとしています。

### ・地域循環共生圏（ローカルSDGs）

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。「地域循環共生圏（ローカルSDGs）」は、農山漁村も都市も活かす、我が国の地域の活力を最大限に発揮する構想であり、その創造によりSDGsやSociety5.0の実現にもつながるものです。

2018（平成30）年4月に閣議決定した国の第5次環境基本計画では、「持続可能な開発目標」（SDGs）や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏（ローカルSDGs）」を提倡しています。

#### ・食品ロスの削減の推進に関する法律

日本国内の食品ロス量は年間 643 万トン（2016（平成28）年度推計）と推計されており、これは国連世界食糧計画（WFP）による 2018（平成30）年の食料援助量約 390 万トンの 1.6 倍に相当する量となっています。

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に2019（令和元）年5月31日に公布され、2019（令和元）年10月1日に施行されました。

本法基本方針では、都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、また、市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされています。本基本方針は、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、事業者、消費者等の取組の指針ともなるものです。

#### ・ESG投資\*

環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行う投資のことです。ESG評価の高い企業は事業の社会的意義、成長の持続性など優れた企業特性を持つと言えます。社会的な課題が投資家にとっては投資機会（ESG投資）を、企業にとってはビジネス機会（SDGs）をもたらすという点で、ESG投資とSDGsは共通の考え方を持ちます。

### ③ 県の動き

#### ・静岡県海洋プラスチックごみ防止 6R県民運動\*

近年、生態系や人の健康への影響が懸念されるとして、海洋プラスチックごみ問題の解決が地球規模での喫緊かつ重要な課題となっています。そこで静岡県では、海洋プラスチックごみの増加に対応するため、県民一人ひとりによるプラスチックごみの発生抑制と海洋への流出を防止する6R県民運動を推進しています。

#### ・静岡県SDGs×ESG金融連絡協議会

環境省では地域の資源を活かし、自立・分散型社会を形成しつつ、環境・社会・経済について統合的に課題解決し、脱炭素とSDGsを達成するため、「地域循環共生圏（ローカルSDGs）」の実現を目指すとともに、地域循環共生圏の創出に向けて、地域金融機関によるESG地域金融の普及支援の取組を進めています。

そこで静岡県内全ての地域金融機関と複数の自治体、経済団体等が連携し、SDGsに絡めたESG金融等を通じて地域の環境・経済・社会の課題解決に向けた議論を行う協議会が、全国に先駆け、2019（令和元）年8月に発足しました。